

川崎市市民防災農地登録実施に伴う農作物等補償基準

(目的)

第1条 この基準は、川崎市市民防災農地登録要綱第8条に基づき、農作物の補償基準及び農地使用料について定めるものとする。

(農作物補償及び農地使用料)

第2条 市民防災農地を使用した場合は、次の区分に定めるところによる。ただし、一時避難場所として利用した場合は、立毛補償のみとする。

農地区分 (注1) 補償区分	耕作地	不耕作地
立毛補償 (注2)	あり	なし
農業休止補償 (注3)	あり	なし
農地使用料	当該年度の固定資産税・都市計画税相当額とする。ただし、市民防災農地申出者が、農地の無償提供を申出た場合は、無償とする。	耕作地に同じ

(注1) 農地区分は、固定資産税課税上の区分による。

(注2) 立毛補償は、川崎市の事業施行に伴う損失補償基準規程（昭和43年3月22日決裁）第55条に定めるところによる。

(注3) 農業休止補償は、川崎市の事業施行に伴う損失補償基準規程（昭和43年3月22日決裁）第47条に定めるところによる。

(被害の調査・確認)

第3条 被害の調査、確認については、川崎市、農業協同組合が当たるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めのないものは、川崎市、農業協同組合が協議して定めるものとする。

附 則

この基準は、平成9年4月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年2月9日から施行する。